



耐震改修促進計画

7月15日まで募集しました「山陽小野田市耐震改修促進計画（案）」にお寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方（対応）をご紹介します。

【問い合わせ先】建築住宅課 ☎ 82-1167

※計画案の全文はホームページからご覧ください。
<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/citizen/public/index.htm>

耐震改修促進計画とは

この計画は、地震による建築物の被害およびこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、本市における建築物の耐震化を促進することを目的に定められるものです。

耐震改修促進計画	【担当課】 建築住宅課 ☎ 82-1167
	○公募期間 6月16日(月)～7月15日(火)
	○意見の件数 12件
お寄せいただいた意見	市の考え方（対応）
計画の目的にもありますように、住宅をはじめとする建築物の耐震化が差し迫った課題となっており、本市におきましても耐震改修促進計画がもうけられたということは大変意義深いところです。ただ、もう少し早く立ち上げられなかったのかということが感想です。	平成17年の法律（建築物の耐震改修の促進に関する法律）の改正により策定義務のある県は18年度（平成19年3月）に策定しましたが、本市においては、1年遅れての策定となりました。
目標とする耐震化率が、平成27年度に80%とされています。大変厳しい市の財政事情からすると精一杯の目標かもしれませんが、特に多数の者が利用する市有の建築物についてはもう少し目標を上方修正できないものでしょうか。	市計画は平成27年度までの計画期間としておりますが、目標は必要に応じて見直しを行うこととしています。
想定される地震として、活断層によるものと歴史的なものとが挙げられていますが、今回岩手・宮城内陸地震のように活断層以外でも大きな地震の可能性が否定できなくなっています。現時点で想定できる地震としてはこういったものも付加してはいかがでしょうか。耐震に対する危機感もより一層感じられるものではないかと思われます。「活断層による地震」と「歴史的な地震」のうち、現在判明している、県内を走る活断層についてできるだけの詳細を把握すべきである。	市計画第4章第1節において地震防災マップを作成、地域の特性に応じた内容とし、より地域住民に分かりやすいものとする必要性があることから、県の広域的観点からの調整や技術支援を受け、作成に向けて検討していきます。
活断層はその存在を知るのには難しい面があるがこれを考慮しない対策はあり得ない、せめて最低でも、現存する公共施設の地盤調査は早急に調査すべきである。地盤について、地質の調査も急ぐべきである。阪神でも、その後の鳥取県西部沖でも地盤の液化化現象が起きてこれが大きな被害をもたらしたことに留意すべきである。公共施設についてはこれも一緒に調査すべきである。	活断層については資料等を収集して研究をしております。公共施設の地盤調査については通常支持地盤までの調査で数km～数十km深度まで費用の面で調査できず、文献に頼らざるを得ないのが現状です。